

保護者の皆様へ



学校と保護者は、子どもたちの成長を支える大切なパートナーです

～学校と保護者のより良い連携のために～

令和7年6月に、労働施策総合推進法が改正され、令和8年10月1日から、雇用主ごとに顧客や取引先からの理不尽なクレームや社会通念上許容される範囲を超える言動から従業員を守るための対策が求められます。これを受け、守口市教育委員会として、市立学校における社会通念を超える要望等から教職員を守ることで、学校が安定して教育活動を継続し、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的に、必要な対策を行っています。



学校と保護者は、子どもたちの健やかな成長と学びを支える大切なパートナーです。今後も学校と保護者が互いに信頼し、協力しながら子どもたちを支えていけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

！ 次のような行為はお控えください

教職員の安全や学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため、以下の行為はご遠慮ください。



大声や威圧的な言動

例

声を荒らげ、執拗に責め立て威圧的に自らの要求をする、机や椅子を蹴るなどの威嚇等



長時間にわたる電話や面談

例

話が堂々巡りになり、30分以上同様の主張を繰り返す等



教職員への誹謗中傷

例

教職員の人格を否定する言動やプライバシーに係る言動等



過度な謝罪要求

例

土下座の強要や、必要がないのに自宅訪問による謝罪を要求する等



上記の行為が続く場合、学校運営や他の児童生徒への影響が大きいため、対応をお断りしたり、警察や関係機関と連携して対応することがあります。



ご相談や連絡に当たってのお願い



勤務時間内の連絡

学校への連絡は、原則として教職員の勤務時間内をお願いします。



面談の事前調整

面談は事前に日時を調整のうえ実施します。



時間の目安

面談時間は1回あたり30分程度を目安としています。



複数名での対応

相談内容に応じて、複数の教職員で対応する場合があります。



具体的な相談

ご相談やご要望は、状況が分かりやすくなるようできるだけ具体的にお伝えください。

守口市教育委員会からのお願い

子どもたちの健やかな成長のためには、子どもの最善の利益を第一に、学校と保護者の間で相互尊重や丁寧な対話を通し、連携・協力することで信頼関係を構築していくことが何より大切です。学校は今後も、保護者の皆様からの正当なご意見やご要望に真摯に対応してまいります。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。